

動 畜 第 1 6 4 5 号
令 和 3 年 9 月 2 8 日

大阪府環境審議会
会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）の策定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき、都道府県知事は、区域内において、その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画を定めることができるとされています。

現行の大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）は、府全域で拡大するイノシシの被害に対処するため、大阪府環境審議会の答申を経て、令和3年度までの5年間の計画期間として、平成29年3月に策定したものです。

大阪府としては、イノシシによる農業被害が依然として高い水準で推移していることから、引き続き、有害鳥獣捕獲や被害防除対策、生息環境の管理などを総合的に推進するため、同法第7条の2第1項に基づき、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間として大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）を策定するとともに、同法第14条第2項及び第3項に基づき、同計画期間内における環境大臣が定める狩猟の制限の一部を解除するため、同法第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。